

## 給水装置工事審査委員会設置要領

### (設置)

第1条 この要領は、函館市企業局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱（以下「事務処理要綱」という。）に基づき、給水装置工事に係る違反行為の処分について、公正の確保と透明性の向上を図るため、給水装置工事審査委員会（以下「審査委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

### (審査事項)

第2条 審査委員会は、次の各号に掲げる事項を審査する。

- (1) 函館市水道事業給水条例施行規程（昭和38年函館市水道局規程第4号。以下「規程」という。）第14条の4第1項の規定による指定の取消し
- (2) 規程第14条の4第2項の規定による指定の効力の停止

### (組織)

第3条 審査委員会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

- 2 委員長は上下水道部長をもって充て、会務を総理する。
- 3 副委員長は上下水道部次長および管路整備室長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員は料金課長、業務課長、維持管理担当課長、定期検針担当主査、再調査担当主査、量水器担当主査、給排水指導担当主査、給排水検査担当主査および水道管路維持担当主査をもって充てる。
- 5 委員長は、必要と認めるときは、臨時の委員を任命することができる。

### (会議)

第4条 委員長は、水道事業の管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めるときは委員会を招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前項の場合において、委員長は、議決に加わることができない。

(報告)

第5条 委員長は、事案の審査を終了したときは、その結果および理由を記載した書面をもって管理者に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 審査委員会の庶務は、業務課において行う。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。